

## 第12節 災害ボランティアの活動環境等整備計画

第1項 災害ボランティアの 受け入れ体制整備計画	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会
第2項 災害ボランティアリーダー等の 育成・支援計画	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会

### 【基本方針】

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。東日本大震災でも発災直後より全国からボランティアが一斉に被災地に集結し、地方自治体の応急・復旧対策支援にあたったほか、避難所への物資運搬や食事提供、応急救護への支援等に尽力し、早期の地域安定に大きく寄与している。

そのため、平常時からボランティアや日本赤十字社福岡県支部、福岡県災害ボランティア連絡会、福岡県社会福祉協議会、市社会福祉協議会及びこれらの関係団体との連携を密にするとともに、受け入れ体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努めるものとする。なお、災害ボランティアの主な役割は以下のとおりである。

### 1. 生活支援に関する業務

- 1) 被災者家屋等の清掃活動
- 2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- 3) 避難所運営の補助
- 4) 炊き出し、食糧等の配布
- 5) 救援物資等の仕分け、輸送
- 6) 高齢者、障がい者等の介護補助
- 7) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

### 2. 専門的な知識を要する業務

- 1) 救護所等での医療、看護
- 2) 被災住宅・宅地の応急危険度判定
- 3) 外国人のための通訳
- 4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- 5) 高齢者、障がい者等への介護・支援
- 6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- 7) 公共土木施設の調査等
- 8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

## 第1項 災害ボランティアの受け入れ体制整備計画

### 【現 況】

市では、福祉・医療・地域活動・防災・環境などまちづくりのあらゆる分野において住民による活動が重要との認識のもと、「ウイズゆくはし」におけるボランティアセンターの設置、さらには「地域担当職員制度」の導入など、相互扶助意識に基づいた地域活動の活発化を進めている。そのため、行政と民間の協働をより充実させるため、リーダーとなる人材やボランティア団体の育成、団体間の交流・ネットワーク化が重要になっている。

### 【計画目標】

#### 1. 市の役割

市は、災害ボランティアの受け入れ体制づくりについて、福岡県災害ボランティア連絡会や社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の支援に努めるものとする。

また、地域防災計画において、災害ボランティアの受け入れに関する実施計画、災害ボランティアの受け入れ体制の整備等（災害時における現地災害ボランティア本部（現地受け入れ窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受け入れに努めるものとする。

#### 2. 社会福祉協議会、ボランティアセンターの役割

関係機関は、市や福岡県災害ボランティア連絡会と連携して、次のような準備、取り組みを行う。

##### （1）ボランティア受け入れ拠点の整備

災害ボランティア本部の設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信ルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、災害ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備に努める。

##### （2）災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社福岡県支部、福岡県NPO・ボランティアセンター、ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

## 第2項 災害ボランティアリーダー等の育成・支援計画

### 【現 況】

市では、「ウイズゆくはし」内のボランティアセンターを通じて、ボランティアリーダーの養成や参画機会の拡大を図っている。

【計画目標】

災害が発生した場合にボランティアが直ぐに活動できるよう、被災者・地域住民・行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を行う。

- 1) 市及び関係機関は、福岡県災害ボランティア連絡会等と連携して、講習会、防災訓練等の実施を通じて、ボランティア意識の醸成を図り、災害ボランティアに関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援に努めるものとする。
- 2) 市及び関係機関は、専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアの把握に努めるものとする。
- 3) 市は、福岡県災害ボランティア連絡会と連携して、災害ボランティアリーダー・コーディネーターとしての資質を兼ね備えた防災士\*等との連携体制の構築に努めるものとする。

※防災士とは、「自助」「互助」「協働」を原則として、社会の様々な場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、日本防災士機構で認められた人のことをいう。

- 4) 社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努めるものとする。
- 5) 市は、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。